

会社役員賠償責任保険(D&O保険)および会社補償の導入状況に関する調査結果について

東京海上日動火災保険株式会社(取締役社長:広瀬 伸一、以下「当社」)は、日本国内の上場企業 3,849社を対象に、会社役員賠償責任保険契約(以下「D&O保険」)および補償契約(以下「会社補償」)の導入状況に関する調査を実施しましたので、お知らせします。

1. 調査目的

日本におけるコーポレートガバナンスを巡る取り組みは、近年大きく加速しています。2021年3月施行の改正会社法(以下「改正会社法」)においては、D&O保険¹および会社補償²に関する規律が明文化され、上場企業はこれらの契約を締結する場合、その内容を事業報告等で開示することが必要となりました。

2021年6月にはコーポレートガバナンス・コード(以下「CGコード」)が改訂され、上場企業は社外取締役比率の上昇やサステナビリティの取り組みに関する情報開示の促進が求められました。また、2022年4月の東京証券取引所の市場区分再編を踏まえ、上場の維持または市場の移行等を検討するにあたり、ガバナンスの在り方を改めて見直す企業が増えています。

このような環境変化を踏まえ、当社は、企業等の役員が経営責任リスクへの対応を検討する上での参考情報を提供するため、上場企業 3,849社を対象にD&O保険および会社補償の導入状況を調査しました。

2. 調査概要

- (1) 調査対象 : 2021年4月～2022年3月期に有価証券報告書を提出した上場企業 3,849社
- (2) 調査方法 : 有価証券報告書記載内容の集計
- (3) 調査項目 : D&O保険および会社補償の導入状況

3. D&O保険の加入状況に関する調査結果(別紙参照)

(1) 上場企業の加入率は約80%(図1)

D&O保険契約を締結している上場企業は、全体の約80%となっています。親会社が締結するグループ会社を包括で補償するD&O保険契約で補償対象となっている企業等を含めると、実際にはこれよりも高い割合でD&O保険に加入していると推測されます。

(2) プライム上場企業の加入率は相対的に高い(図2)

プライム上場企業の加入率は約85%に対して、スタンダード・グロース上場企業では約75%となっています。プライム上場企業は、改訂版CGコードにおいて、気候変動に関する情報開示の充実など他よりも上乘せされた原則(補充原則)が求められていることを背景にガバナンスへの意識が高まっており、D&O保険への加入率が高まっていると考えられます。

¹ 役員等が株主から株主代表訴訟を提起されるなど、役員等としての業務の遂行に起因して損害賠償請求をなされることによって被る損害を補償する保険です。

² 役員等が取引先から訴訟を提起されるなど、役員等が職務の執行に際して負担する損害賠償金・防御費用について、会社が役員等と締結した補償契約に基づき、会社が補償する制度です。

(3) 事業規模が大きい企業は加入率が高い(図3、4)

売上高または総資産額が1兆円を超える企業の加入率は90%を超えるのに対して、売上高または総資産額が100億円未満の企業の加入率は70%以下に留まっています。

(4) 社外取締役の構成比率が高い企業は加入率が高い(図5)

改正会社法では、社外取締役の設置が義務化されたことに加え、改訂版CGコードでは、プライム上場企業に対して取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすることが求められました。社外取締役の構成比率が高い企業は、有力な社外取締役の招致のため、加入率も高いものと考えられます。なお、社外取締役が8人以上の上場企業の加入率は100%となっています。

(5) 保険料を会社で全額負担している上場企業は約90%(図6)

従来、会社から役員に対する経済的利益の供与(役員に対する給与課税)を避けるため、役員がD&O保険の保険料を一部負担することが多い傾向にありました。現在は、「改正会社法の規定に基づき締結されたD&O保険の保険料を会社が全額負担することは適法と考えられることから、役員個人に対する給与課税を行う必要はない」との国税庁の見解(2020年9月)を踏まえ、上場会社による保険料の全額負担が浸透してきています。

4. 会社補償の導入状況に関する調査結果(別紙参照)

(1) 上場企業の会社補償の導入率は約4%(141社)(図7)

会社補償は、企業が役員等の損害を直接補償するものですが、株主代表訴訟をはじめ役員等が企業に対して損害賠償金を支払う場合は、利益相反を防止する観点から法令上で会社補償の対象外とされています。また、損害賠償金の補償を実行した場合、社外への情報開示が必要となるなど、株主をはじめとした外部の目を意識する必要があるため、導入には慎重な企業が多いものと考えられます。

(2) 会社補償を導入している上場企業の90%超がD&O保険にも加入(図8)

株主代表訴訟における損害賠償金をはじめ、会社補償では補償できないリスクが存在するため、会社補償を導入済みの上場企業であっても、D&O保険への加入率は高いものと考えられます。

5. 今後の取り組み

会社法改正やCGコードの改訂により、上場企業を中心に企業のガバナンス意識は一層高まってきています。社外取締役からの要請や事業拡大を契機に、D&O保険の支払限度額の引上げなど保険契約の内容を見直す企業が増えており、この傾向は今後も継続すると考えられます。また、上場企業に限らず、非上場企業等においても、債権者や取引先等から役員が賠償請求されるリスクに備え、D&O保険への加入を検討する企業が増加すると考えられます。

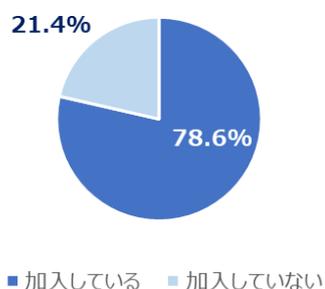
当社では、役員等の経営責任リスクに関する補償に加え、社内調査や第三者委員会の活動等、会社が負担する調査費用等のリスクも含めて包括的に補償する「D&Oマネジメントパッケージ」³を2016年4月から販売しています。当社は、企業等の役員がより安心して経営に専念できる体制を支援すべく、D&O保険の重要性を改めて伝えていくとともに、幅広い経営リスクからお客様をお守りすることを目指していきます。

以上

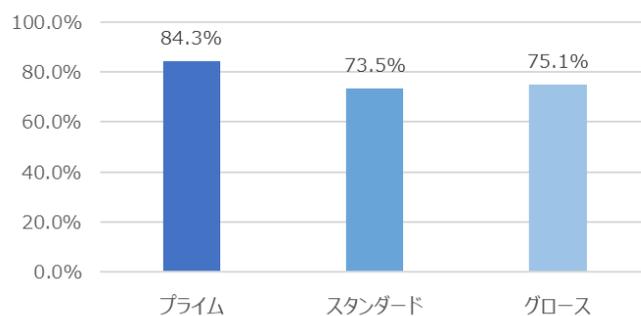
³ <https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/baiseki/yakuin/>

D&O保険および会社補償の導入状況に関する調査結果

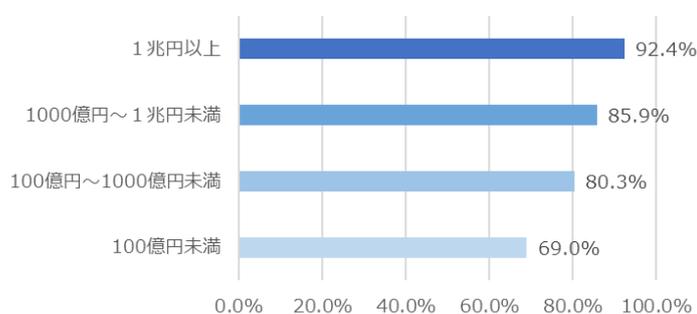
【図1】上場企業のD&O保険の加入状況



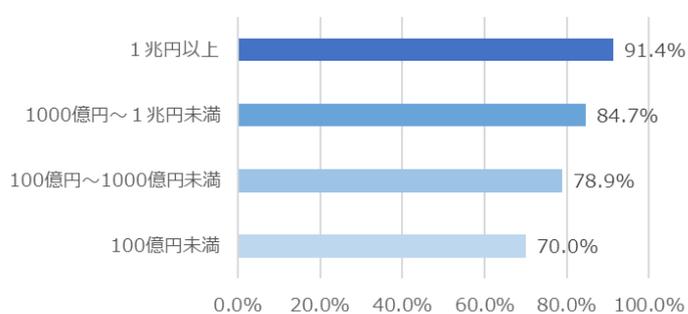
【図2】上場区分ごとのD&O保険の加入率



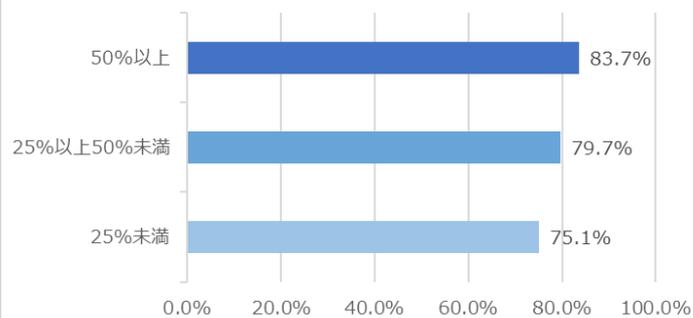
【図3】売上高ごとのD&O保険の加入率



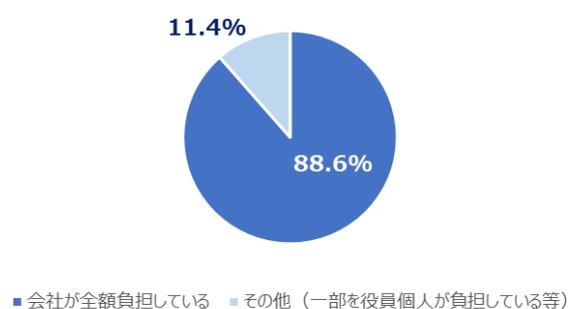
【図4】総資産額ごとのD&O保険の加入率



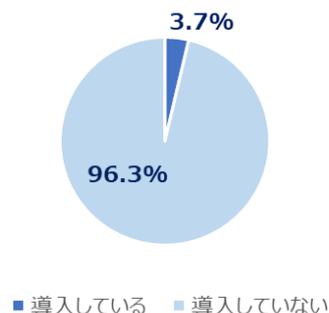
【図5】社外取締役構成比率ごとのD&O保険の加入率



【図6】D&O保険の保険料負担の方法



【図7】上場企業における会社補償の導入状況



【図8】会社補償を導入している上場企業のD&O保険の加入状況

